

2021年6月

2020年度
「事業報告」

(2020年4月1日～2021年3月31日)

(添 付)

☆「事業報告の附属明細書」

公益財団法人
全労連会館

「2020年度事業報告」

2020年度は、公益財団法人の9年度目となりますが、公益事業活動をさらに発展させると共に、会館建設から19年を経過する当財団の管理・運営、財政全般にわたってより安定した事業活動を追求し、着実な前進をとげることができました。

財団運営に当たっては定款の目的にある「勤労者の経済的・社会的地位の向上と福祉の増進、権利擁護、及び平和を守り、教育・文化の振興に関する活動を推進、支援し、関係する団体の活動の発展に寄与」という公益財団としての公益目的・事業を着実に遂行するよう努力してきました。

その上で「2020年度事業計画書」に基づきその主要な柱を「公益目的事業」（会館施設提供事業）（会館施設・器材貸与事業）（教育学習・調査研究事業）に置くと同時に、会館建設から18年を経過した施設の保守・修理と設備の更新、とりわけ全館照明設備更新工事の完了、さらには長期修繕計画と資金計画の検討、公益財団法人の定款、就業規則・諸規程などに基づいた「会館の管理・運営」「体制整備」についても、課題を進めてきました。

I、公益目的事業・共収益事業 報告

当財団の定款では、「目的」（第3条）で「この法人は、勤労者の経済的・社会的地位の向上と福祉の増進、権利擁護、及び平和を守り、教育・文化の振興に関する活動を推進、支援し、関係する団体の活動の発展に寄与することを目的とする」とし、「事業」（第4条）では、「この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 勤労者の労働条件改善と福祉の向上を目的とする活動の支援事業
- (2) 勤労者の社会的地位向上に寄与する教育、調査研究に関する活動の推進及び支援事業
- (3) 勤労者の思想・信条の自由、権利を守る活動の支援事業
- (4) 平和を守り、文化・芸術の振興を目的とする活動の支援事業
- (5) これらの事業を推進する関係団体に施設の提供・貸与するための「平和と労働センター・全労連会館」の管理及び運営に関する事業
- (6) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

この定款の「目的及び事業」に基づき「公益目的事業」を行っています。

1 公益目的事業

(1)「勤労者の労働条件改善と福祉の向上を目的とする活動の支援事業」

ア) 当財団の施設に入館し、利用している「全国労働組合総連合（全労連）」は、規約前文で「全国労働組合総連合は、日本の労働組合の全国的・全産業的な中央組織である。全国労働組合総連合は、日本の労働組合運動の積極的なたたかひの伝統を継承発展させ、働くものの利益・権利擁護、平和と民主主義、社会進歩のためにたたかう」としています。

令和1年度の実績としては、全労連は7月30日から開催した第58回評議員会で第29回定期大会（18年7月）で確認した3つの運動の基調（①全労連組織を発展するため、日常活動の活性化、組織拡大強化、②8時間働けば普通に暮せる社会をつくりだすこと、③安倍9条改憲阻止、憲法守れの世論と共同を一層発展させ、安倍政権を退陣に追い込む）を更に強化することを決め、単産・地方一体となつてとりくみを進めてきました。とくに「最低賃金1500円、全国一律最賃制実現」にむけ、法改正を前提した「アクションプラン」が最終年を迎えることから全国的な運動を強化してきました。具体的には地方で最低生計費試算調査を実施、その結果は全国共通で現行水準では生活できなく「最賃1500円、全国一律制」に重要性を内外にアピールし、マスコミも大きく報道しました。また地方での若年者の都市部集中による地域経済の疲弊が大きな社会問題となっているなかで、最賃引上げは「格差と貧困是正」のみならず、「地域経済再生・活性化」の2つの視点で重視、最賃引上げと中小企業支援セットで運動を進めてきた。こうした地方での取り組みを受けて知事や自治体、弁護士会での「全国一律制」を求める世論が拡がりました。全国的な拡がりのなかで自民党内に最賃議連が発足、全労連主催の最賃集會に自民党をはじめ多くの野党が参加する歴史的集會にまで前進した。また日弁連は会長声明の他、意見書を採択、市民と野党共闘による政策合意項目に盛り込まれるなど全労連の最賃闘争は政治や政策に大きく影響を及ぼすまでとなりました。

また改憲阻止のとりくみでも、憲法共同センターさらには総がかり行動実行委員会に結集し、「3000万署名」推進と市民と野党共闘の発展に寄与、憲法審査会で自民党改憲案すら提示させない成果をかちとってきている。引き続き、改憲発議反対の「新署名」推進と市民と野党共闘の発展にむけて奮闘しています。

1月下旬に発生した新型コロナウイルスの感染拡大、全国な緊急事態宣言化で労働者の雇用維持や賃金補償、安全・安心の医療提供体制の拡充にむけて政府に対し4次にわたる「緊急提言」を提出、「自粛と補償」一体の緊急コロナ対策を求めてきた。またコロナ禍による解雇や雇止めなどに対し、全国一斉の緊急労働相談ホットラインを実施、労働者救済

に尽力してきました。

89年11月の結成から30年目を迎え、30年の歩みを共有するとともに新たな発展にむけて神奈川・川崎市で「全労連結成30周年記念集会・レセプション」をおこないました。

イ) 「全労連・全国一般労働組合」は、多様な業種と雇用形態の組合員が集まり、職場や労働者全体の権利と尊厳を大切に、解雇や差別を許さず、連帯の力で運動をすすめる労働組合です。とりわけ、大企業の社会的責任と政府の責任を問い、「最低賃金と中小企業振興の二大運動」を中心に、社会保障拡充、大企業の横暴規制、憲法を守り、核兵器廃絶の運動をナショナルセンターである全国労働組合総連合と共に進めています。

令和1年度実績としては、職場の労働者の要求実現と仲間ふやしを軸に、地域活性化や未組織労働者、他団体との連携を深めるために、中小企業、中立労組、地元商店街、自治体などの訪問を全国的に行っています。また、中小企業支援の抜本的な拡充、地域活性化、最低賃金の大幅な引き上げなどを求める署名、憲法や労働法制・社会保障などの改悪に反対する署名なども行いながら、個々の職場だけでは解決が難しい政治的な課題の解決も目指し、全国で運動を展開しています。

ウ) 他にも館内組織には、「働くもののいのちと健康を守る全国センター（いのちと健康全国センター）」があり、「働くものの労働・仕事や社会的要因により起こる健康障害と災害・疾病などを防止し、職場と地域の安全衛生の確保と完全な補償の実現のために、調査、情報収集、研究、政策提言などの活動を、関係団体（者）、専門家、地方・地域組織、海外の団体などと交流・連携、協力・共同して進め、働くもののいのちと健康・権利を守る事業を通じて、人間が尊重され、安心して働ける職場・社会の建設に寄与することを目的に」（規約）活動しています。

令和1年度実績としては、全国センター設立20周年の企画として、「2020年代を迎える働くもののいのちと健康を守る情勢と課題について考える」をテーマにシンポジウムを行いました。シンポジウムで中心的に提起された「感情労働と健康権」を今後の中心的な課題としていくこととしています。

あわせて、職場では安全問題が課題になってきています。国会においても高年齢者の労働が議論されている状況があり、特に高年齢労働者や非正規労働者の増加など新しい職場環境のもとでの安全問題を深めることとして、安全対策委員会を立ち上げました。

また、大気汚染防止法・石綿則の見直しに向けて院内学習会を開催しています。「単産労安担当者会議」「化学物質研究会」「メンタルヘルス研究会」「SEと健康研究会」など働くものの健康に関する提言づくり、職場への取り組みの普及を進めています。さらには「過労死等防止基本法」に基づく活動にも「全国過労死を考える家族の会」などと共に取り組んでいます。また、年4回発行の「季刊誌」、毎月発行の「全国センター通信」で活動の交流

や職場の健康・安全に必要な情報提供を行っています。全国センターの会員や協力関係にある講師（大学の教授や研究者、専門家等）の紹介や学習会を開き、受講料も低額とし、受講しやすいものとしています。

エ) 1953年に「働く人びとの医療機関」として創立した「全日本民主医療機関連合会（全日本民医連）」は、現在47都道府県の病院・診療所・介護事業所など約1,800カ所の事業所が加盟し、そこに働く職員数は約9万人となっています。全日本民医連は、「いのちの平等」をめざし医療と福祉の活動を行う全国組織として、加盟している医療機関は無差別・平等で公益性を高めるために差額ベット料を徴収しておらず、「無料低額診療事業」は約400の病院・診療所等で行われています。また、「人権を尊重し、共同のいとなみとしての医療と介護・福祉をすすめ、人びとのいのちと健康を守る」ことや「地域・職域の人びとと共に、医療機関、福祉施設などと連携を強め、安心して住み続けられるまちづくり」に取り組み、この運動に関わる地域の共同組織の構成員は、370万人を超えています。

令和1年度実績としては、この1年の活動では、被災直後から行っている東日本大震災の被災地への支援活動は、災害公営住宅の訪問、福島のご郷を離れ各地へ避難された方への健康相談、生活相談その後の熊本地震により被災された方への支援も継続している。また、連続する災害では8月の連続する大雨と台風15号による被災地支援活動を行い、台風19号では近隣病院からの患者受入、高齢者施設からの避難者受入など、各地での被災地での支援活動を行っています。

貧困と格差の拡大はいのちと健康を脅かす問題であり、全国の加盟事業所等より「経済的事由による手遅れ死亡事例調査」を行い、無保険もしくは資格証明書、短期保険証の状態や保険証を保持しているが経済的事由により受診が遅れ死亡に至った事例について記者会見を行い報告しています。

厚生労働省の「医療の質と評価・公表等推進事業」では、加盟する67病院が参加し国際的にも対応できる指標群となっていること、セミナーの開催、アンケートや報告会を通じて各病院の様々な活動を把握し共有しているところが高く評価されている。引き続き各施設の特徴を生かし患者を中心とする医療の質の評価を、加盟する中小病院が積極的な取り組みを行っています。

国際的な取り組みでは、国連経済社会理事会（ECOSOC）の協議資格が付与され、日本国内の人権侵害や貧困と格差の拡大の実態調査を行いその実態を発信する等の取り組みを進めています。

健康なまちづくりの活動では、日本国内ではヘルスプロモーションの活動を進めるJ-HPHへの参加を行い、国際HPHカンファレンス2019（ポーランド）に参加し17事業所から28名が参加し16演題を発表し国際交流を行い、国際的にも重要な課題となっている健康格差への取り組みも行っている。また、ヘルスプロモーションの前提条件となる平和について国際カンファレンスでは初めて「戦

争と平和」のワークショップを行い、戦争犠牲者を救う最高の治療は戦争をなくすことが参加者の確信となりました。

(HPH: Health promoting hospitals & Health Services. WHO が提唱している健康増進活動を地域で進めていく病院や診療所のことを指し、WHOのもとに国際ネットワークがあります)

オ) 財団は、これらの団体が行っている「勤労者の労働条件改善と福祉の向上を目的とする活動」の発展に寄与するため、財団所有の会館施設を全労連には、4階フロア全部と3階フロアの半分、全日本民医連には、7階と8階のフロア全部、いのちと健康全国センターには6階フロアの一部、全労連・全国一般には9階フロアの一部を提供すると同時に、快適な施設環境にし、各団体の利用の利便性を高めるなどを通してその活動を支援しています。

(2)「勤労者の社会的地位向上に寄与する教育、調査研究に関する活動の推進及び支援事業」

ア) 「労働者教育協会」は、「科学的社会主義の立場に立って、哲学、経済学、労働運動をはじめ、人民運動についての基礎的理論、内外の政治・経済情勢の特徴などを教育・普及することを目的」(会則)に、「学習の友」など出版物の編集や「労働者通信大学」の開催、各種学習会への講師派遣など学習・教育活動を行っています。

令和1年度実績としては、主催する労働者通信大学を労働者・労働組合などにひろく呼びかけ、1000人近い受講生が「入門」「憲法」「労働組合」の各コースで学んでいます。また、月刊学習誌『学習の友』を使った読者会・学習会活動にとりくみました。上記の学習会への援助を含め、憲法、春闘、経済情勢などさまざまな学習会への講師派遣などをおこない、職場・地域における学習・教育活動をすすめています。さらに10月には神戸で学習交流セミナーを開催するなど、基礎的理論の研究や運動にかかわるセミナーの開催もしています。

当会館は、労働者教育協会と東京の組織(東京学習会議)に5階フロアの一部を事務所として提供すると同時に、学習会や通信大学のスクーリングなどにもホールや会議室を優先的に貸し出しています。

イ) 「産別会議記念労働図書資料室」には、産別会議の資料をはじめ、戦後の労働運動、プロレタリア文学の資料、市民運動、平和運動等の資料や図書等約2万5千点が保管されています。これらの書籍・資料等は、財団で派遣している要員が収集、整理してお

り、労働運動総合研究所の研究者と共同して研究活動や大学などの図書館との連携も行っていきます。

令和1年度実績としては、蔵書と資料の整理、全蔵書のリスト化などが進められると同時に、「産別会議記念・労働図書資料室」として加入している「社会・労働関係資料センター連絡協議会」との連携した活動も進めました。また、全労連加盟組合や労働運動活動家等の協力により「労働組合の年史」や「労働運動の資料」「各団体の資料」等の収集、整理等も行われています。

ウ) 当財団では、「会館ロビーでの学習図書・資料等の普及活動」を公益目的事業である「教育活動」の一環として行っています。当会館に入居し公益目的事業を行っている「維持会員」の団体が発行している学習図書・資料・パンフをはじめ、定款の目的と事業に資する図書や資料・パンフ等が多くの勤労者に普及するよう、会館ロビーの一部の場所を提供しています。

令和1年度実績としては、常時70数種類の図書・資料・パンフ等が展示・販売され、約200種類・1235冊が販売・普及されています。

(3)「勤労者の思想・信条の自由、権利を守る活動の支援事業」

ア) 当会館に入館している「日本国民救援会」は、戦争反対・民主主義を求めて弾圧された人々を、市民的な力で救援する団体として、1928年4月結成されました。戦後は、戦前からの経験を生かし、日本国憲法のもとで、権力の横暴を許さず、誤った裁判をただし、人権を守る活動に取り組んでいます。

令和1年度実績としては、倉敷民商弾圧事件や、袴田事件などの冤罪事件、労働事件、市民事件などを支援し、人権を守るとりくみをすすめました。そのなかで、湖東記念病院人工呼吸器事件で再審無罪判決を勝ちとり、冤罪を晴らしました。また、憲法を守り活かす活動をすすめ、さらに、社会進歩、平和と民主主義を求めてたたかった故人を顕彰・追悼する「解放運動無名戦士合葬追悼運動」等も行っており、今年第73回を迎えました。

イ) 同じく館内団体に「治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟（治安維持法賠償同盟）」があります。1925年に制定された治安維持法により、制定から廃止されるまでの20年間に、当初は、共産主義運動への適用とされましたが、次第に適用範囲が広げられ、知識人、市民、宗教者をはじめ全国民に取り締まり対象が拡大、数十万人が取り調べを受け、送検者は68,274人、うち起訴者は6,550人、小林多喜二をはじめ虐殺された者93人、刑務所での虐待・暴行、発病などの獄死者は400人余のぼります。

令和1年度実績としては、治安維持法賠償同盟は、これら犠牲者への謝罪と賠償を求め

て「国家賠償法」（仮称）の制定を求めて5月15日、北海道「生活凶画事件」犠牲者の92歳の男性をはじめ42都道府県から187人が参加して、衆参両院の国会議員事務所を訪問して第46回目の国会請願活動を行いました。また、地方議会での意見書採択を求める請願、陳情などに取り組んでいます。

治安維持法犠牲者が、生命を賭して平和と民主主義のために不屈にたたかいぬいた活動を顕彰するための調査活動を重視し、「抵抗の群像」（第1, 2, 3集）として出版・普及しています。

ウ) 当財団は、国民救援会中央とその東京の組織である都本部に5階フロアの約 3分の2を提供すると共に、治安維持法陪同盟には、9階フロアの一部を提供して、ホールや会議室の利用にも便宜を図っています。

(4)「平和を守り、文化・芸術の振興を目的とする活動の支援事業」

ア) 館内団体である「原水爆禁止日本協議会（日本原水協）」は、1954年から55年にかけて取り組まれた3200万の原水爆禁止署名による世界的な反核平和運動の高揚の中で、1955年9月「核戦争阻止」「核兵器全面禁止・廃絶」「被爆者救援・連帯」の3つの基本目標をかかげ結成されました。それ以後、今日まで半世紀以上にわたり、この基本目標を堅持し、広島・長崎での「原水爆禁止世界大会」の開催、核兵器廃絶の世論を広げる活動を続けています。

令和1年度実績としては、2020年・被爆75年へ、「核兵器のない世界」をめざす壮大な運動をよびかけ、核兵器禁止条約に参加し、憲法9条を守り生かす日本を実現しようと、被災65年3・1ビキニデー、国民平和行進、原水爆禁止2019年世界大会、9.26国連核兵器廃絶デー、国連軍縮週間行動など諸行動に全力を挙げてとりくんできました。朝鮮半島の非核化と平和体制の構築をめざし日韓国際フォーラム（ソウル）を成功させ、ベトナム枯葉剤被害者との連帯を築くなど国際活動にも積極的にとりくみました。また、市民と野党の共闘の発展、戦争法廃止、安倍政権による憲法改悪阻止、沖縄・辺野古新基地建設に反対するオール沖縄のたたかいとの連帯、東日本大震災の被災地と東京電力福島第一原発事故被災者への支援を続け、原発ゼロ、自然エネルギーへの転換を求める世論づくりのために奮闘してきました。これらの活動は、国連、政府・公的機関、NGO、世界の反核平和運動との共同・連帯の発展、市民社会の役割の増大、「ヒバクシャ国際署名」運動にも見られるような日本国内で広範な団体・個人との共同、自治体関係者との協力の前進など、新たな成果と教訓を刻むものとなっています。

当財団は、日本原水協と被爆者団体の東京組織である「東友会」に6階フロアの約3分の2の事務所を提供し、ホールや会議室の利用にも便宜を図っています。

イ) 日本美術会は1946年4月に発足「民主的美術文化を創造し普及する」との綱領を掲げ、さまざまな思想・信条・表現を持った美術家達の集まりです。組織では、会員は全国に及び11の専門部を設け、日々活動しており、2年置きに総会も開かれ活発に議論されています。また、美術の研究と次期担い手の養成も兼ねた附属研究所「民美」を運営しており、日美主催の「日本アンデパンダン展」は独立・自立の意味を持ち1947年第1回から虚飾を排し、権威に屈従せず、何よりも作家の批判精神と創造性を尊重する自由・平等の開かれた創作発表の場であり、出品者は全国から、海外にも及びます。この他アートフォーラムやシンポジウム、講演会も開催されています。

令和1年度実績としては、第72回日本アンデパンダン展を3月20日～4月1日までの13日間、国立新美術館にて開催し、出品者数632名、出品点数932点、初出品者数73名、鑑賞者数17,455名でした。アートフォーラム「アンデパンダン展の創造」90年代からの創造、と題してアンデパンダン展の作家たちがそれぞれのジャンルを通し、いかに表現してきたかを作品の映像とともに語った座談会、またシンポジウム「表現の自由と創作」を会期中に実施。「東日本大震災被災地」へのチャリティ展も継続して実施し、売り上げの大部分を支援しています。さらに、日本美術会機関誌「美術運動」No146の発行、展評「批評」と感想、会報No135の発行。「神奈川・三浦海岸」での写生会は参加者42名が集まり実施されました。

当会館は、最上階に自然光が入る約60平方メートルのアトリエを含む約105平方メートルの事務所を日本美術会に提供し、会議室やホールなども研究会や展覧会に貸与しています。アトリエでは連日「美術研究所の活動」や「講座」「研究会」などが開かれています。

(5)「これらの事業を推進する関係団体に施設の提供・貸与するための『平和と労働センター・全労連会館』の管理及び運営に関する事業」

ア) 財団の所有するホール・会議室は会館の入居団体をはじめ、「定款」の目的・事業趣旨に合致する多くの諸団体にも広く活用されており、令和1年度は前年度より利用団体数・利用者数共増加し、200近くの団体、のべ10万人以上が利用しています。ただし「定款」の目的・事業趣旨に合致しない団体の利用（企業の営利目的、宗教団体の布教活動等）は、お断りしています。

イ) また、当財団は、館内入居団体の公益活動を行っている団体には、館外団体より先

行して予約ができるようにすると同時に、利用料も館外団体よりも安く設定し、さらに、青年の活動を支援するため青年が主催する集会・会議等は通常料金の半額としています。また、利用者の便宜をはかるべく施設・機器の改善・修理、更新、視聴覚器材など付帯設備の拡充整備などをすすめ、それらの機器を無料提供して公益活動の支援を行っています。

2 共収益事業

ア) 当財団の施設に入館・利用している団体は、ほとんどが公益的活動を行っていますが、「株式会社・学習の友社」は、出版社として収益事業を行っており、また「民医連厚生事業協」は、民医連の職員に対する厚生事業を行っており、共益的の事業となっています。それらの団体の賃貸料、会議室利用料等は共収益事業として「収1」としています。

出版業界の業績は1998年をピークに毎年下がり続け構造的な不況業種となっています。「学習の友社」も業界と同様な業績状況にあり苦しい経営を続けていますが、労働者・労働組合との共同の力に依拠し、経営を続けています。

令和1年度も引き続き月刊誌『学習の友』の読者拡大にとりくみましたが、減誌傾向を脱することができず、計画したような成果を出すことができていません。書籍全体の売上げは前年とほぼ同様です。令和2年度は10月～12月の3ヵ月間で『学習の友』拡大月間にとりくみ、多くの新読者を迎える計画です。新刊書籍は、企画、製造費、価格、普及ルートをよく研究し、12点刊行をめざします。

「全日本民医連厚生事業協同組合（民医連厚生事業協）」の令和1年度の事業は、指定職員向けに「共済だより」の発行、教育事業では全国で「ブロック実務研修会」を実施しました。また、福利厚生事業では、「全国フットサル交流会」「全国ボウリング大会」「大縄跳び大会」「You Tube動画企画」「クイズ企画」「囲碁将棋交流ツアー」などを行いました。

イ) また、館内入館団体の先行予約がない場合は、館外団体にも利用料（館内団体より若干高く設定）を徴収してホール・会議室の利用を認めています。館外団体の多くは、組合員や会員のための共益的活動を行っている所が多いため、その会議室利用等は共収益事業として「収1」にまとめています。さらに、大型印刷機を使用した印刷事業や、貸車庫・貸倉庫の事業も「収1」の事業としています。これらの共収益事業も公益法人に認定されて以来、ほとんど変わっていません。

Ⅱ、業務報告

1 財団運営について

① 財団の意思決定機関である評議員会は、年度中2回（「第15回定時評議員会＝2019年6/24」「第16回評議員会＝2020年3/26」）開催し、「2018年度事業報告」「2018年度決算報告書（計算書類）」「2020年度事業計画書」「2020年度収支予算書」等の確認と「新役員と補充評議員の選出」（任期：2021年6月定時評議員会終結の時まで）を行っています。

② 財団運営の要である理事会は、定款通り四半期ごとに定期開催し、年度中5回（「第32回＝2019年6/5」「第33回＝6/26」「第34回＝2019年9/30」「第35回＝2020年1/8」「第36回＝2020年3/9」）行い、各期間の事業報告、収支状況報告を受け、管理、運営、業務、財政の執行状況の掌握等を行うと同時に、「役員・評議員の推薦」や「理事長、常務理事、常任理事の選任」等を行なっています。

③ 「常任理事会」は、今年度ほぼ2カ月に1度、計7回（第47回＝4/24）（第48回＝5/28）（第49回＝7/10）（第50回＝9/12）（第51回＝11/11）（第52回＝12/11）第53回＝2020年2/18）開催し、理事会・評議員会等の会議の準備や日常運営の重要事項の起案・稟議・確認、執行等を行ってきました。

④ 「理事構成団体会議」を4月16日に開催し「内閣府立入検査の事後処理」や「役員の推薦、評議員の変更」等を協議しています。また「評議員選定委員会」を6月18日に行い、理事会より推薦された「補充評議員と補欠評議員選出」（任期：2021年6月定時評議員会終結の時まで）を行っています。

⑤ ほぼ月2回の事務局会議を今年度24回行い、2ヶ月に1度の会館運営委員会を6回、滝野川資料センター運営打合せ会議を4回、ユタカサービスとの定期協議を6回行っています。さらに「会館通信」を今年度9号発行して、民主的運営と方針や連絡事項の徹底を図ってきました。

⑥ 2019年6月6日には「公益法人会館交流会」と「労働関係会館交流会」を開催し、5会館8名が参加して、「公益法人への内閣府の立入り検査の内容」や「各会館の収支状況と施設の修繕、大型機器更新等と資金計画」などで他の公益法人・労働関係の会館との交流を行いました。

2 内閣府への届出・提出、登記、契約関係等

① 「第32回理事会」「第15回定時評議員会」で満場一致確認された「2018年度事業報

告」「2018年度決算報告書（計算書類）」は、6月26日内閣府の公益認定等委員会に「事業報告等の提出」を行い、審議中となっています。

②「第15回定時評議員会」と「評議員選定委員会」で選出された役員と評議員は、7月9日「東京法務局への登記」を完了し、7月30日に内閣府の公益認定等委員会に「変更の届出」を提出し、審議完了となっています。

③「第36回理事会」「第16回評議員会」で満場一致確認された「2020年度事業計画書」「2020年度収支予算書」は、3月30日内閣府の公益認定等委員会に「事業計画書等の提出」を行い、審議完了となっています。

④全労連との「金銭貸借契約書」（当初契約2014年8月1日）に基づき、2019年4月30日までに借入金2000万円と利子を返済しました。

⑤「株式会社ジョウナン」との「空気清浄機メンテナンス委託契約」、ダスキン、エプソン、ファーストサーバーとも前年と同内容で契約を継続しています。「会館利用（管理者）用」と「エレベーター使用」の「賠償責任保険契約」を例年通り保健医療研究所を通じ「三井住友海上」と契約しました。

3 会館管理関係

①「大型修繕と大型機器の更新」のために、全労連（2000万円）と2014年に交わした金銭貸借契約書（2017年に1年更新、2019年4月30日限り）に基づき、借入金2,000万円を4月10日利息を含めて完済しました。これにより2001年の会館建設時からの借入金は全て完済しました。

②「顧問弁護士との再契約」を前年同様行うと同時に、顧問弁護士会議を行い、内閣府の立入検査の事後処理として、「旅費規程」等の改定案の検討を要請しました。「会館利用（管理者）用」と「エレベーター使用」の「賠償責任保険契約」を例年通り「保健医療研究所」を通じ「三井住友海上」と契約しました。

③7月から常務理事の交代に伴い9月まで常勤役員二人体制で、日常業務や顧問先との引継ぎをはじめ、東京労働会館（9/2）、総評会館（9/3）、医労連会館（9/11）、全日自労会館（9/18）など交流のある会館との引継ぎ・あいさつなどを行ってきました。

④10月2日「全館防火・防災・停電訓練」を行い、約100名の会館勤務員が参加しました。停電時の訓練も実施され、自家発電装置の作動点検も行いました。消火器や消火ホースの取り扱いの訓練、救急対応、AEDの操作、タンカ搬送訓練等も行い充実したものとなりました。第108回会館運営委員会で振り返りの議論を行い、「非常時の点

検は、普段気になっていた棚の整理に取り組むいい機会になった」「来年はハザードマップの学習や災害時の教育DVDなども取り入れてはどうか」といった積極的な意見も出されました。

⑤ 12月4日に「館内団体の勤務員の交流と慰労企画」として『映画 家族を想うとき』の上映試写会を行い、20名を越える参加者がありました。またこの企画を実現するため館内団体から6名の実行委員が参加し企画立案を行ってきました。

⑥ 1月8日に恒例の「2020年全館新春昼食懇親会」を開催、館内勤務員、業者などの協力会のメンバー約160名が参加し、各団体の今年の抱負、新人紹介等が行われました。

4 施設提供・貸与、教育事業等関係

① 会館のホール・会議室等の利用(予定)状況は、ホールは50%前後(41%~55%)、304・305号室は平均すると約40数%(41%~54%)、全体では4割前後となっており、外部組織の新しい団体の利用が増えています。館内団体の利用が昨年をやや下回っておりますが、会議室収入は予算を上回っています。この間の各団体の活動の増加や全労連会館のホール・会議室の利用のしやすさが次第に広がっている反映と思われます。なお、3月は新型コロナウイルスの影響で、会議室の予約キャンセルが続いています。

② 看板作成等の印刷事業は、近年館内各団体や外部組織からの注文が減少傾向にあります。

③ ロビー等での書籍販売の教育事業収入は、本の種類・出版社、交換頻度を多くするなど工夫をしてきました。

④ 「労働図書資料室の資料収集、調査・研究活動」は、蔵書と資料の整理、全蔵書のリスト化などが進められ、蔵書冊数の確認、リスト化された部分のHP上へのアップなどが行なわれています。加盟している「社会・労働関係資料センター連絡協議会」との連携した活動も行ってきました。

5 会館設備保全関係

「年間管理計画」(別紙)に基づき、設備の整備・点検、清掃、防災設備点検等を定期的に行うと共に、ユタカサービスとの定期協議を行い、その充実と問題点の改善、設備の修理・点検、経費の節約等を行ってきました。さらに、会館建設から18年を経過し、設備・機器の更新、改善等も行ってきました。

① 例年行っている5月の連休中に「消防設備点検（5/3）、（11/10）」と「全館停電漏電検査（5/6）」を行いました。

②館内各団体の「非常時体制」の準備状況を9月10日に点検しました。

③この間、「EV」の照明のLED化」「多目的トイレ・フラッシュバルブ修理」「5階男子トイレウオシュレット交換」、「高圧受電設備取替工事」「2階ホールプロジェクター工事」「ウオシュレット工事」「電気温水器工事」「排煙装置工事」「トイレ窓ハンドル修理」「ELV扉保持ローラ交換」「304・305号室の床カーペット交換」「エレベータ扉ローラ交換」「3階排煙窓装置交換」を行っています。

また、3階の湯沸かしポット2基、パソコン（デスクトップ、ノート）購入、「防災用品」の備蓄もすすめました。

事業報告の附属明細書

「重要な事項は、事業報告に記載しました」

（ 以 上 ）